

【CLOメルマガ】新型コロナウイルス感染拡大の影響と労務管理について

弁護士法人中央総合法律事務所 メールマガジン 第1号

平素より大変お世話になっております。この度、弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただくことといたしました。

現在、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言が発令され、各位におかれてもその対応に尽力されていることかと存じます。そこで今号では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う労務管理問題を中心に取り上げました。また、2020年4月から施行されている同一賃金同一労働の規制、民法改正についても弊所HPへのリンクを張っておりますので、ご参照いただければ幸いです。

緊急事態宣言発令により、弊事務所においても、テレワークを推進するとともに、感染予防・拡散防止に重点を置いた体制をとっております。一部の弁護士・職員については在宅勤務に移行しておりますが、電子メールでの対応は通常どおり行っており、ウェブ会議等も利用し、皆様からのご相談には速やかに対応させていただいております。ご不便をおかけする場合もあろうかと思いますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

今号の目次

1. 新型コロナウイルス感染拡大の影響と労務管理
2. 同一労働同一賃金規制
3. 民法改正～消滅時効～
(民法改正に関するコラム：<https://www.clo.jp/law-column/>)
4. 新入所弁護士等

~~~~~

### 【新型コロナウイルス感染拡大の影響と労務管理】

(本記事は、事務所ウェブサイト公表している「新型コロナウイルス感染拡大の影響と労務管理」を整理抜粋したものになります。全文をご覧いただくには、こちらのURLから(<https://www.clo.jp/column/2286/>))

## 1 安全配慮義務との関係・考え方

企業は従業員に対する安全配慮義務を負っており(労働契約法第5条)、事業場における感染予防措置を講じる必要があるということを理解する必要があります。感染が疑われる従業員に対する対応を疎かにしたり、感染予防のために企業として採りうる策を検討・実施したりしないで、漫然と従業員に感染者が発生させた場合、企業として損害賠償責任を問われうることになりかねません。

もっとも、安全配慮義務は結果責任ではないため、適切な措置や配慮を行っていれば、万一従業員に罹患者が出たとしても企業が法的な責任を問われることはまずありません。従業員の生命・身体に最大限配慮する必要はあるが、一方で過度に萎縮してしまうことなく、事業継続のために必要かつ合理的な範囲で各社検討・実施していくことが求められます。

## 2 人事労務管理

まずは、企業の実情に応じて感染予防対策を講じることが喫緊の課題となっており、感染者との接触機会を可能な限り減じること、とりわけ、政府専門家会議が示す、最も感染拡大のリスクを高める環境(①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なった場)での行動を十分抑制させることが求められます。

従って、まずは従業員が勤務している事業場や工場、店舗等の就業環境を確認し、上記3条件に照らして感染拡大リスクの高低を把握・分析することから始め、更に出勤や出張といった移動を伴う場合の感染拡大リスクも踏まえ、時差出勤やテレワーク、出張禁止・抑制、事業場閉鎖といった措置を検討・実施していくことが必要です。もっとも、これらは措置の検討・実施後、従業員(或いはその同居家族)の感染者の出現や事業場等が存する地域にオーバーシュートの兆しがみられた場合には、即座に改めて措置を再検討する必要がある点を留意していただき、時々刻々と変化する状況に即応して適切な措置を図ることを意識しなければなりません。

可能な限り政府の助成金も活用しながら、従業員が安心して休める環境を整備していくことが望ましいですが、自社の状況を考慮して判断していただければと思います。

## 3 休業等に伴う給与関係の取扱い

自宅待機や一時帰休を検討するにあたり問題となるのが給与の支払いについてです。法的には、以下のとおり場合分けされます。

- ①給与全額を支給しなければならない場合(民法第536条)
- ②6割の休業手当支給で足りる場合(労働基準法第26条)
- ③支払を要しない場合(不可抗力)

上記のどれに該当するかは個別事案ごとに諸事情を総合的に勘案する必要があり、一律に定まるわけではありません。

政府要請等においては、労働者がより安心して休暇を取得できる体制を整えるため、就業規則等により各企業において、100分の60を超えて(例えば100分の100)を支払うことを定めることが望ましいとされ、企業において可能な限りの配慮が求められており、また、従業員の生活にも鑑みれば、とりわけ上場企業などにおいてはその社会的責任を果たすべく企業としてさまざまな救済策も検討することも必要となってきました。なお、労働基準法第26条の定めは就業規則等の規定によっても排除できず、また、就業規則の定めがなくとも当然に労基法適用場面において適用があります。

まずは各社において、何が「しなければならないこと」で、何が「したほうがよいこと」であるかを整理していただき、前者については直ちに、後者について各企業での資金繰り・体力や今後の見通しも踏まえて付加的に柔軟な対応も検討していく、という目線が重要かと考えます。この際、支給要件に合致すれば雇用調整助成金の支給対象になりますので、厚生労働省その他官公庁等の情報に接するよう努めてください。

現在、緊急事態宣言の発令により、一部都道府県には、外出自粛が強く求められており、一定の業種には休業要請がなされております。このような休業要請の対象となる場合でも、雇用における給与支払との関係では「不可抗力」とであると一概に判断できるものではありません。おそらく、近いうちに厚生労働省からQ&Aが公表されることになろうかと思われませんが、東日本大震災に伴う労働基準法等に関するQ&Aでは、「不可抗力」とは、①その原因が事業の外部より発生した事故であること、及び、②事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることができない事故であること、の2つの要件を満たすものではないとされています。

#### 4 最後に

各社におかれては「しなければならないこと」をまず実施した上で、企業活動における礎・根幹であり、また、今回の緊急事態を乗り越えた後に企業活動を正常な軌道に乗せ、復活ないし躍進するために不可欠である自社の労働者を守り、支えていくために何ができるか、「したほうがよいこと」を整理し、実施していく、といった視点をもっていただければと思います。

<この記事に関するお問い合わせ先>

弁護士 大澤武史(京都事務所)

TEL:075-257-7411

E-mail: [osawa.t@clo.gr.jp](mailto:osawa.t@clo.gr.jp)

~~~~~

【同一労働同一賃金規制】

本稿においては、トピックとして2020年4月から施行される同一労働同一賃金規制にかかる企業対応の留意点について、ポイントをご説明します。

(記事へのリンク: <https://www.clo.jp/column/2295/>)

<この記事に関するお問い合わせ先>

弁護士 大澤武史(京都事務所)

TEL:075-257-7411

E-mail: osawa_t@clo.gr.jp

弁護士 山本一貴

TEL:06-6365-8111

Email: yamamoto_k@clo.gr.jp

~~~~~

## 【民法改正(消滅時効)】

2020年4月1日より施行されている改正民法において、時効期間を統一化し、シンプルで管理しやすい時効制度とすることを狙いとして、「消滅時効」の分野で大幅な見直しが行われました。

本稿では、改正の留意点と実務への影響について、ご説明いたします。

(記事へのリンク: <https://www.clo.jp/column/2303/>)

<この記事に関するお問い合わせ先>

弁護士 新澤純

TEL:06-6365-8111

Email: [niizawa\\_j@clo.gr.jp](mailto:niizawa_j@clo.gr.jp)

~~~~~

【弁護士の新入所・復帰について】

2020年4月1日、大阪事務所に前大阪地検検事正であった北川健太郎弁護士をオ
ブカウンセラー弁護士として迎えました。

同日、大阪事務所に秋山絵理子弁護士を迎えることとなりました。

同日、本行克哉弁護士が金融庁での任期を終えて弊事務所に復帰しました。
各弁護士のプロフィールは下記の通りです。

北川健太郎弁護士：<https://www.clo.jp/lawyers/2281/>

秋山絵理子弁護士：<https://www.clo.jp/lawyers/2292/>

本行克哉弁護士：<https://www.clo.jp/lawyers/153/>

【事務所ニュースのご紹介】

弊所では、年に4回、時節に応じた法律問題を説明した記事を掲載している事務所ニュースを発行しております。

過去の記事は、下記アドレスより閲覧できますので、是非ご覧ください。

<https://www.clo.jp/>

※本メールマガジンは、主として弊事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせていただいております。

※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないようお願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

clo_mlstop@clo.gr.jp

.....
弁護士法人中央総合法律事務所

(大阪事務所)

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階(受付5階)

[TEL:06-6365-8111](tel:06-6365-8111) FAX:06-6365-8289

(東京事務所)

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル18階

[TEL:03-3539-1877](tel:03-3539-1877) FAX:03-3539-1878

(京都事務所)

〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階

[TEL:075-257-7411](tel:075-257-7411) FAX:075-257-7433

All Rights Reserved.

